生活保護減額撤回を

水戸の受給者 県に審査請求

9/26 茨城

8月から生活保護費の基準額が引き下げられたことを不服とし、水戸市内の受給者90世帯が25日、県に引き下げの撤回を求める審査を請求した。請求を呼び掛けた市民団体のメンバー約20人が県庁を訪ね、橋本昌知事宛ての審査請求書を提出した。同団体は、請求が却下、または棄却された場合、訴訟を起こす方針という。

生活保護費の減額撤回を求める審査請求書を県に提出する「水戸生活と健康を守る会」の中庭緋佐子事務局長＝県庁

今回の請求を呼び掛けたのは、同市内の受給者らでつくる市民団体「水戸生活と健康を守る会」（中庭緋佐子事務局長）。

提出の際、受給者らは「風呂は週2回、食品の買い物も見切り品で、文化的な生活とは言えない。これ以上の引き下げは死ねということ」（60歳男性）▽「仕事を始めるには支度金が掛かる。就労活動にもお金がないと困る」（61歳男性）▽「倹約しても冠婚葬祭に持っていくお金もない」（84歳女性）－などと、次々に生活の窮状を訴えた。

同市によると、同市の生活保護支給額は8月から、食費や光熱費など日常生活費に充てる「生活扶助」の基準額引き下げに伴い、40代夫婦と小学生1人、中学生1人の4人世帯で、月額18万2040円から6070円減額されたという。

県福祉指導課によると、生活保護費引き下げの撤回を求める審査請求は同日までに、同会のほか、同市内の4世帯、古河市内の2世帯からもあった。

今回の審査請求を受け、県は50日以内に審査結果を通知する。同会メンバーの中庭次男水戸市議は、請求が却下や棄却とされた場合、「再審査請求では時間が掛かる。訴訟を起こしたい」としている。

同課は「法律の手続きにのっとり、審査する」としている。

また、全国的には、「全国生活と健康を守る会連合会」が審査請求を呼び掛け、同日現在で各地の計8321世帯が請求を行った。

政府は1月、物価下落などを理由に「生活扶助」の基準額を2015年まで3回に分けて段階的に引き下げ、平均6・5%、最大10%減額することを決めた。第1段階として8月に平均1・5%減額された。（根本樹郎）

9/26 茨城

●生活保護引き下げで審査請求

政府が生活保護基準額を引き下げたことを不服として、水戸市内の生活保護受給者が25日、行政不服審査法に基づき県に審査請求を行った。

受給者らでつくる「水戸生活と健康を守る会」によると、請求書を提出したのは水戸市内の90世帯。守る会は請求書とともに、受給世帯の実態を聞く場を設けることなどを求める要望書も県に提出した。

同日の記者会見で、60代の男性は「生活が苦しく、食べ物も節約している」と訴えた。守る会は請求が棄却された場合、法的措置も辞さない構えだという。

生活保護費減額 9/26 朝日

90世帯が県に不服申し立て

生活保護費が8月から減額されたことを受け、受給している水戸市内の90世帯が25日、県に不服を申し立てる審査請求をした。

申し立てたのは、水戸市内の受給者や支援者らでつくる「水戸生活と健康を守る会」の会員ら。記者会見では、「食品はスーパーの夜間の見切り品を買っている。風呂は週2回。文化的生活など出来ない」「冠婚葬祭にも出られず、親類や友人と疎遠になり、孤立感、孤独感が強まっている」などと、減額による厳しい状況を訴えた。

生活保護費のうち、食費や光熱費などにあてられる「生活扶助」の基準額が減額された。

国は8月から2015年4月までに3段階で引き下げる予定で、守る会によると、平均6・5%、最大10%減る世帯もあるという。

今回の請求が棄却された場合、守る会は、国を相手取った集団訴訟も検討していくという。

「生活保護基準の引き下げ撤回を」 9/26 毎日

受給者ら審査請求

8月からの生活保護基準引き下げを受け、水戸市内の受給者は25日、行政不服審査法に基づき、県に対し、一斉に審査請求した。集団で審査請求するのは県内で初めて。請求をまとめた「水戸生活と健康を守る会」の中庭緋佐子事務局長は同日、県庁で記者会見し「最後のセーフティーネットの穴がどんどん広がっている」と引き下げ撤回を訴えた。

請求したのは、水戸市内90世帯の世帯主ら。請求を受けた県は50日以内に裁決する。県福祉指導課によると、県内では1万9747世帯（7月末現在）、水戸市内では3959世帯（8月末現在）が生活保護を受給している。政府は生活保護のうち日常生活費に当たる「生活扶助」を3年で最大10%削減する方針を示している。

会見に同席した1人暮らしの男性（60）は「引き下げ前から生活は苦しかった。食事の回数を1日2回にしている。（憲法25条に定める）『健康で文化的な最低限度の生活』をしているとは思えない」と窮状を訴えた。